

令和 6 年度(2024 年度)
第 2 回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和 6 年(2024 年)1 2 月 1 7 日(火) 午後 2 時 0 0 分～ 5 時 1 0 分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5 階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

井上会長、三浦副会長、大野委員、片平委員、園田委員、高橋委員、番場委員、堀内委員

※欠席：野田委員

(2) 事務局

総務部総務課：筋課長、大久保副課長、石塚主幹、石井主任

(3) 諮問実施機関

行財政部市民税課：宮内課長、柴田主査

市民協働部市民課：小宮課長、中村副課長、江原主任

市長公室行政デジタル推進課：坂田調整幹、川上主査、山崎主任、黒須主任、松田主事

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 合意・決定事項等

(1) 特定個人情報保護評価書の第三者点検【市民税課】

「個人住民税賦課に関する事務」

意見照会の内容について、承認された。

(2) 特定個人情報保護評価書の第三者点検【市民課】

「住民基本台帳に関する事務」

意見照会の内容について、承認された。

7 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

8 会議資料

(1) 審議事項資料

- ① 業務システム標準化について【行政デジタル推進課】
- ② 業務システム標準化に伴う特定個人情報保護評価の再実施について、評価書の構成及びチェックリストについて及び第三者点検説明資料【総務課】
- ③ 特定個人情報保護評価書意見照会書、市民税課の業務について、システム連携図、特定個人情報保護評価書(案)及びチェックリスト【市民税課】
- ④ 特定個人情報保護評価書意見照会書、市民課の業務について、システム連携図、特定個人情報保護評価書の変更点について、特定個人情報保護評価書(案)及びチェックリスト【市民課】

令和6年度(2024年度) 第2回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨

1 開 会

- 司会（筋課長）による開会挨拶、会議資料の確認等
- 議長（井上会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

2 審 議

(1) 特定個人情報保護評価書に関する意見照会について【市民税課】

【諮問】

市民税課の「個人住民税賦課に関する事務」における特定個人情報保護評価書（以下、「評価書」という）の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

【審議】

- 行政デジタル推進課、事務局及び諮問実施機関が、資料に基づき、「業務システム標準化について」「特定個人情報保護評価の再実施及び第三者点検について」及び諮問趣旨を説明

- 質疑応答

- 1 資料「業務システム標準化」3 ページ目の領域A、B、Cとある「クラウドサービスのイメージ」図と、6 ページ目の基幹系システム・福祉系システム・その他システムとある「ガバメントクラウド個別領域」図の関係がよく分からない。

（行政デジタル推進課）

6 ページでは、ガバメントクラウドという大きな枠組みの中において越谷市に与えられた領域内に、システムごとに区切った領域を構築していることを示している。3 ページのA、B、Cというのは、基幹系システム、福祉系システムなどシステムごとに領域があるということを示している。

- 2 資料5 ページの「ガバメントクラウドにおける各主体の関係」の「越谷市共同利用方式」の図に「ガバメントクラウド運用管理補助者が直接に運用管理」とあるが、これは、越谷市が委託したベンダが、リモートで庁舎内からパソコンで入力・指示するだけではなく、データセンターへ直接出向いてメンテナンス等をするところがあるということか。

（行政デジタル推進課）

ガバメントクラウド運用管理補助事業者（ベンダ）は、システムについてリモートアクセスをしてメンテナンスを行う。現場のサーバー機器等を直接メンテナンスするのは、クラウドサービス提供者となる。

3 資料5 ページの右下枠内の「情報セキュリティ対策」に、「デジタル庁は例外的な場合を除いて個別領域にアクセスできない」とあるが、この「例外的な場合」とは、どういう場合か。

（行政デジタル推進課）

安定運用やセキュリティ維持のために必要な処理で、初回の環境の自動生成、システムログやアラートの自動収集、ユーザや外部接続、鍵管理の構成情報収集、事前に連絡周知してから行う環境のアップデート作業が、例外に該当する。

4 資料5 ページの右下枠内の「個人情報の取り扱い」に、「デジタル庁は地方公共団体のガバメントクラウド個人領域へのアクセスはできないため」とあるが、ここでは「個別領域」ではなく「個人領域」とある。これは、「個別領域」の中に「個人領域」と「その他の領域」があるということか。例えば、特定個人情報の類は、絶対にどんな例外も認めずにデジタル庁は触れない、という趣旨で「個人領域」と書いてあるのか。

（行政デジタル推進課）

「個別領域」はガバメントクラウド内で越谷市に与えられたシステム構築などをする領域のことで、「個人領域」はそのシステム内にある個人データが格納された領域という意味である。「個別領域」には例外的にアクセスできるとなっているが、その例外に該当する場合でも、「地方公共団体が管理するストレージ内データやデータベース内データにはアクセスせず、システム関係情報のみへのアクセスとなる」とされているため「個人領域」にはアクセスしないこととなっている。

5 共同利用方式は、どの自治体と組むのか。委託したベンダに対して指示や監査監督をする必要があると思われるが、共同利用方式で、それぞれの自治体が各々で指示や監査監督をしたら、抜け穴だらけになると考える。「監査監督は他自治体任せ」ということが起こり得る。どの自治体と組んでいるか分かった上で互いに意思疎通をして、指示の内容や監査方法について合意した上でやらないと監査監督にならないし、指示も別々に出したら混乱すると思うが、いかがか。

（行政デジタル推進課）

越谷市はあくまでもサービスを利用する立場であるため、共有して使用する自治体について把握はできない。

本市は越谷市の個別領域の責任範囲において適切な監査を行うこととなる。こ

ここでいう共同利用とは、ガバメントクラウド内の基盤を共同で利用するという
ことで、各システムベンダのシステムをそれぞれの自治体が個別領域を構築し、利用
するということなので、標準化前と変わらず各自治体がそれぞれの責任に基づき
システムベンダを管理していくこととなる。

**6 共同利用のグループ・組み合わせは、ガバメントクラウドで利用するクラウド
サービス事業者が全て決めるのか。**

(行政デジタル推進課)

共同利用についてはグループや組み合わせという枠組みがあるのではなく、ガ
バメントクラウド内の基盤を共同で利用するということである。

**7 資料7ページのスケジュールについて、令和7年の4月の段階で、どの程度移
行が進んでいるのか。個別領域が立ち上がった段階で、デジタル庁がひとつにま
とめるなどの割り振りをする形なのか。それとも、個別領域が立ち上がったとき
に「A自治体はここ」というふうにデジタル庁が割り振って決めるのか。**

(行政デジタル推進課)

現在の予定では、令和7年4月末には越谷市の個別領域に各システムが構築され
始めることになる。構築をするときには、すでに割り振られている形になる。ネッ
トワークの住所のようなもの（IPアドレス）が各個別領域に割り当てられる。

**8 「業務システム標準化について」の資料の差替えがあったが、差替え前の資料
5ページにあった「安全管理措置の内容」の説明が削除されている。削除した意
図を説明してほしい。**

(行政デジタル推進課)

「ガバメントクラウドに対する監督義務を課されることなく」という文言が混
乱を招くと判断し、削除した。ガバメントクラウド移行後も、特定個人情報の安全
管理措置については、各自治体が番号法に基づき自ら適切な安全管理措置を講ず
ることが必要であることは、現在と変わらない。

**9 ガバメントクラウドの安全管理は、クラウドサービス事業者に全て任せるもの
なのか。**

(行政デジタル推進課)

ガバメントクラウドにおける安全管理の対応は、デジタル庁及びその委託先で
あるクラウド管理事業者が担う範囲となる。総務省が作成する情報セキュリティ
ポリシー等を遵守することとしている。また、利用するクラウドサービスは ISMAP
というセキュリティ基準を満たしたクラウドサービスとなる。

- 10 資料9ページの「責任範囲」では、認証、暗号、ファイアウォールなどセキュリティ管理が地方公共団体の責任になっている。全般的な基盤は国やクラウドサービス事業者の責任だが、責任分界として、それぞれのセキュリティ管理は各地方公共団体が責任を持つという体制になっているのではないかと。越谷市が講じるべき安全管理措置は、どの範囲になるのか。

(行政デジタル推進課)

認証、暗号、ファイアウォールなどのセキュリティ管理については各システムベンダの委託の中で用意するので、越谷市の責任で管理していく。

- 11 資料7ページの図を見ると、ガバメントクラウドがスタートしても、各自治体が委託したベンダのデータセンターは残るようだが、どのような事務・内容が、現行のベンダデータセンターに残るのか。

(行政デジタル推進課)

ガバメントクラウドに移行するものは標準準拠システム対象20業務で、主なものは住民記録や税関連システムとなる。それらに含まれないものや標準準拠システムの導入が遅れるものが、一部事業者のデータセンターに残る。

- 12 全国一律で実施する施策はガバメントクラウドで同時にできると思うが、各自治体の独自施策もガバメントクラウドで一緒にできるのか。あるいは独自施策については、以前のようにそれぞれのベンダに委託してカスタマイズして行うものなのか。

(行政デジタル推進課)

法改正に伴うシステム改修は国の示す標準仕様書に倣い改版される。また、各自治体で決める独自施策も、オプション機能としてガバメントクラウド上に構築することができる。

- 13 令和7年4月から令和8年1月までの移行期間において、ガバメントクラウドへ移行する事務については、ガバメントクラウドのデータセンターとベンダのデータセンターが併存することになる。令和8年1月以前は、ベンダのデータセンターにデータが残ると思うが、ガバメントクラウド上のテストはどのように行うのか。市民のデータを両方のセンターに保管して、テストするのか。

(行政デジタル推進課)

標準準拠システムの本番稼働までは現行システムが本番稼働しているので、ベンダのデータセンターにデータがある。ガバメントクラウド上でテストを行う際のデータは、あくまでテストデータである。

14 バックアップの場所はどうなっているのか。

(行政デジタル推進課)

ガバメントクラウドで利用するクラウドサービス事業者は、国内東西2拠点到クラウドセンターがある。

15 資料に令和7年4月や令和8年1月などの期日が書いてあるが、そのときに何がどのように変わるのか、市民にどのように周知されるのか、という説明がない。

(行政デジタル推進課)

市民への周知については業務システムごとにタイミングがずれる可能性があるが、適切なタイミングでご案内する。

16 システム切替えによる影響はないのか。例えば「エラーがあった」「ネットワークが使用できなかった」「バグがあった」「データが壊れた」など、さまざまなことが想定される。そのようなことに備えて、市民に「このようにするから大丈夫です」と言えるようにしてほしい。

(行政デジタル推進課)

システム切替えの際のエラー等は切替え前のテストの段階で確認をしていく。また、切替え当日やその後の詳しい作業については、今後調整していく。システム切替えにより市民へどのような影響があるかについては、納税通知書の様式変更などさまざまあり、周知については個々に検討を進めている。

17 2023年10月のデジタル庁調査では、171の自治体が2025年度末までの移行は間に合わないという結果が出ている。その中に越谷市や埼玉県も入っていて、中核市も殆どが入っていたが、本市は間に合うようになったのか。

(行政デジタル推進課)

一部業務については移行が間に合わないということで申入れをデジタル庁にしているが、今回議論いただいている住民記録や住民税関連システムについては今のところ令和8年1月に切り替えるという方向で進んでいる。

18 市民税課のシステム連携図①②で、外部記録媒体を使用してデータ移行している様子がうかがえる。外部記録媒体は紛失しやすく、入っているデータによっては漏えいすると非常に危険であるが、外部記録媒体を使う必要性があるのか。

また、評価書案17ページの保管場所の④に「電子記録媒体について施錠できる場所に保管する」とあるが、鍵の管理はどのようにしているか。キャビネットも暗証番号方式か。

(諮問実施機関)

別システムへのデータ移行は、共有のサーバーを使用して運用しているものではないため、外部記録媒体でデータ移行する方法しかない。

また、外部記録媒体は、越谷市情報セキュリティ共通実施手順及び越谷市情報セキュリティポリシーに基づき取扱いをしている。外部記録媒体は暗証番号方式で施錠する鍵保管庫で保管し、さらに鍵保管庫は鍵で施錠するキャビネットで保管している。使用及び返却の際は情報セキュリティ責任者（所属長）の承認を得ることとされており、媒体管理簿にて使用を記録している。

- 19 システム連携図①の左下、中央寄りの箇所について。データがあるのに、なぜ紙の帳票（給与支払報告書）も出しているのか。データがあるのだから紙を出す必要はないと思うが、中身にもよる。個人情報に関わらなければ紙は必要ないと思うが、いかがか。

（諮問実施機関）

給与支払報告書を電子データで提出する義務がない事業所は、紙で提出している。すべてが電子データというわけではない。

- 20 評価書案 18 ページの「消去方法」で、「読み取りが不可能な状態にして破棄」という書き方と、「物理的破壊」と書いてあるときがあるが、「読み取りが不可能な状態にして破棄」というのは「物理的破壊」を指しているのか。また、最終行の「環境の破棄等を実施する」は、どのような状態を指すか。

（行政デジタル推進課）

「物理的破壊」とは別に、データを復元できない形にする専用のソフトを使用して論理的にデータを削除する方法もある。結果として読み取りができない形とする。「環境の破棄等の実施」とは、「物理的破壊」を指す。

- 21 キャビネットの管理、パスワード、施錠方法、溶解処理、ベンダ選定など、より詳細に評価書に記載したほうが納得しやすいが、いかがか。

（諮問実施機関）

評価書は手順書やマニュアルの性質を有するものではないため、また、安全管理上問題があるので、具体的な記載をすることはしていない。

- 22 評価書案 18 ページの「ガバメントクラウドにおける措置」において、①では「クラウド事業者は業務データや特定個人情報にアクセス・消去できない」とされ、②では「クラウド事業者が記録装置等をメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、確実にデータを消去する」と記述されている。①で「アクセス・消去できない」とあるのに、②で「消

去される」データとあるが、どのようなデータなのか。

(行政デジタル推進課)

②については、ガバメントクラウド管理事業者が個別領域にアクセスする例外に該当する。よって、②で削除するデータは①でいうデータと同じものを意味している。

23 評価書案 44 ページ⑤物理的対策の「具体的な対策の内容」の③に庁内サーバー室のことが書いてあるが、庁内サーバー室は、行政デジタル推進課の職員以外で入れる者はいるのか。

(行政デジタル推進課)

システム責任者である行政デジタル推進課長が入室権限を付与した者だけがサーバー室に入室でき、その入退室管理も行っている。

24 評価書案 44 ページ⑥技術的対策の「具体的な対策の内容」の<越谷市における処置>②には「システムを利用できる職員を限定」とあるが、どのような職員が該当するのか。具体的には、何人ぐらいいるのか。

(行政デジタル推進課)

“全庁のシステムネットワークを保守する事業者”や“バックアップテープの取扱いを自分たちで行っている課の職員4名程度”とするなど、必要最低限の許可を与えており、その権限は毎年度見直しを行っている。

25 評価書案には、「定期的に更新をしている」、「定期的に削除している」等の記述があるが、サイクルはそれぞれ違うと思われる。「定期的」という言葉は、いろいろな頻度があり得るので、具体的に書いたほうがよいと思うが、いかがか。

(諮問実施機関)

項目ごとに更新や削除のタイミングはそれぞれ違っており、具体的な頻度は手順書やマニュアルに示されていることから、リスク対策の考え方を示す評価書に詳細に書き出す必要はないため、「定期的に」と表現している。

26 評価書案 47 ページの下部にある「地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者」とは誰か。どのようなことができれば該当するのか。

(行政デジタル推進課)

「業務アプリケーションを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者」は、本市にて業務委託契約を締結する事業者となる。その委託契約の仕様にて、本市が求める情報に対する機密保持やセキュリティ、そして運用品質等を

提示し、それを満たすものを提供する事業者となる。

27 ガバメントクラウドに関する監査報告は、越谷市に来るのか。クラウドサービス事業者の相手方はデジタル庁と思われるが、デジタル庁からの報告はあるのか。
(行政デジタル推進課)

デジタル庁からアクセスログや設定変更等、利用に応じたレポートが地方公共団体に定期的に提供され、本市においても確認することができる。

(2) 特定個人情報保護評価書に関する意見照会について【市民課】

【諮問】

市民課の「住民基本台帳に関する事務」における特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

【審議】

- 事務局及び諮問実施機関が、資料に基づき、「特定個人情報保護評価の再実施及び第三者点検について」及び諮問趣旨を説明

- 質疑応答

1 評価書案 12 ページの「主な記録項目」の中の「連絡先（電話番号等）」に○が付いてないが、評価書案 35 ページの「特定個人情報ファイル記録項目」の(3)送付先情報ファイルに「カード送付場所電話番号」とあるので、12 ページの連絡先に○が付いてよいものと思うが、いかがか。

(諮問実施機関)

ご指摘いただいた評価書案 35 ページの(3)の箇所は、本日審議いただいた「住民基本台帳ファイル」ではなく「送付先情報ファイル」の記録項目となる。このファイルは、マイナンバーカードを申請・交付出来るように J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が保有しているファイルとなる。「送付先情報ファイル」における「交付場所電話番号」や「カード送付場所電話番号」は、いずれも越谷市役所の電話番号を指しており、個人の電話番号のことではない。住民情報として、個人の電話番号を記録してはいない。

【結果】

意見照会 2 件の内容を承認したが、審査に時間を要したため、答申については事務局案を送付し、審議会閉会中に継続して協議を行うことと決した。期日の 12 月 26 日までに意見は挙げられなかったが、1 月 10 日開催の第 3 回審議会において健康づくり推進課への答申案（事務局案）に修正が加えられたので、整合を図るため

第2回審議会の答申についても同様の修正を行うこととし、別紙答申書(案)②のとおりに答申することを決定した。修正の有無に関わらず、答申日は12月17日付けとすることで確定している。

3 その他

- 次回の審議会は、令和7年1月10日金曜日午後2時から本会場（中央市民会館5階特別会議室）で開催する。システム標準化に関する健康づくり推進課の特定個人情報保護評価書2件について審議いただく。

4 閉 会

- 司会（筋課長）による閉会挨拶

〈答申書（案）①〉

越 情 審 議 第 5 号
令和6年(2024年)12月17日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 井 上 あすか

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和6年11月22日付け越市民第449号で意見照会のありました住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応することを要望します。

〈答申書（案）②〉

越 情 審 議 第 6 号
令和6年(2024年)12月17日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 井 上 あすか

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和6年11月25日付け越市税第630号で意見照会のありました個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応することを要望します。